

国保担当者ハンドブック2016 改訂20版 正誤表

標記図書について、一部誤りがありましたので、お詫びして下記のとおり訂正いたします。

社会保険出版社

頁・行	訂正前	訂正後
P.115 2行目～ 6行目	<p><u>(2) 異議申立て</u> 処分庁に対して行うものであるが、審査請求ができる場合には、異議申立てではできない。</p> <p>① 処分庁に上級庁がないとき ② 処分庁が主任の大臣又は外局長であるとき ③ 法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるとき（条例では規定できない。）</p>	削除
P.115 13行目～ 15行目	<p><u>不作為についての不服申立て</u> 不作為に対する不服申立ては、原則として、不作為庁に対して、異議申立てをすることになるが、不作為庁に上級庁があるときは、直近上級庁に対して審査請求をすることもできる。</p>	<p><u>不作為についての審査請求</u> 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合には、当該不作為についての審査請求をすることができる。</p>
P.117 17行目～ P.121 18行目	<p>(行政不服審査法との関係) 第十九条 地方団体の徴収金に関する次の各号に掲げる処分についての<u>不服申立て</u>については、この款その他の法律に特別の定めがあるものを除くほか、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の定めるところによる。 (徴税吏員がした処分) 第十九条の二 <u>不服申立て</u>に関しては、第三条の二に規定する支庁、地方事務所、市の区の事務所又は税務に関する事務所に所属する徴税吏員がした処分はその者の所属する支庁等の長がした処分と、その他の徴税吏員がした処分はその者の所属する地方団体の長がした処分とみなす。</p> <p>(不服申立期間の特例) 第十九条の四 滞納処分について、次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする<u>不服申立て</u>は、当該各号に規定する日又は期限後は、することができない。 一 督促 差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日）の翌日から起算して三十日を経過した日 (不服申立ての理由の制限) 第十九条の五 第十九条第三号から第八号までに掲げる処分に基づいてされた更正、決定又は賦課決定についての<u>不服申立て</u>においては、同条第三号から第八号までに掲げる処分についての不服を当該更正、決定又は賦課決定についての不服の理由とすることができない。 (不服申立てがあつた場合等の通知) 第十九条の六 第十九条第三号から第八号までに掲げる処分についての<u>不服申立て</u>があつた場合においては、その<u>不服申立て</u>に対する決定又は裁決の権限を有する者は、関係地方団体の長に対し、<u>不服申立て</u>があつた旨その他必要な事項を通知しなければならない。この場合においては、<u>不服申立て</u>があつた旨その他必要な事項を官報に登載することによつて、当該通知に代えることができる。 2 前項の規定は、同項に規定する<u>不服申立て</u>に対する決定又は裁決の権限を有する者が当該<u>不服申立て</u>に対する決定又は裁決をした場合に準用する。 (不服申立てと地方団体の徴収金の賦課徴収との関係) 第十九条の七 <u>不服申立て</u>は、その目的となつた処分に係る地方団体の徴収金の賦課又は徴収の続行を妨げない。ただし、その地方団体の徴収金の徴収のために<u>差し押えた財産の滞納処分</u>（その例による処分を含む。以下本条において同じ。）による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は<u>不服申立て</u>をした者から別段の申出があるときを除き、その<u>不服申立て</u>に対する決定又は裁決があるまで、することができない。</p>	<p>(行政不服審査法との関係) 第十九条 地方団体の徴収金に関する次の各号に掲げる処分についての<u>審査請求</u>については、この款その他の法律に特別の定めがあるものを除くほか、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の定めるところによる。 (徴税吏員がした処分) 第十九条の二 <u>審査請求</u>に関しては、第三条の二に規定する支庁、地方事務所、市の区の事務所又は税務に関する事務所に所属する徴税吏員がした処分はその者の所属する支庁等の長がした処分と、その他の徴税吏員がした処分はその者の所属する地方団体の長がした処分とみなす。</p> <p>(審査請求期間の特例) 第十九条の四 滞納処分について、次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする<u>審査請求</u>は、当該各号に規定する日又は期限後は、することができない。 一 督促 差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日）の翌日から起算して三月を経過した日 (審査請求の理由の制限) 第十九条の五 第十九条第三号から第八号までに掲げる処分に基づいてされた更正、決定又は賦課決定についての<u>審査請求</u>においては、同条第三号から第八号までに掲げる処分についての不服を当該更正、決定又は賦課決定についての不服の理由とすることができない。 (審査請求があつた場合等の通知) 第十九条の六 第十九条第三号から第八号までに掲げる処分についての<u>審査請求</u>があつた場合においては、その<u>審査請求</u>に対する裁決の権限を有する者は、関係地方団体の長に対し、<u>審査請求</u>があつた旨その他必要な事項を通知しなければならない。この場合においては、<u>審査請求</u>があつた旨その他必要な事項を官報に登載することによつて、当該通知に代えることができる。 2 前項の規定は、同項に規定する<u>審査請求</u>に対する裁決の権限を有する者が当該<u>審査請求</u>に対する裁決をした場合に準用する。 (審査請求と地方団体の徴収金の賦課徴収との関係) 第十九条の七 <u>審査請求</u>は、その目的となつた処分に係る地方団体の徴収金の賦課又は徴収の続行を妨げない。ただし、その地方団体の徴収金の徴収のために<u>差し押えた財産の滞納処分</u>（その例による処分を含む。以下この条において同じ。）による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は<u>審査請求</u>をした者から別段の申出があるときを除き、その<u>審査請求</u>に対する裁決があるまで、することができない。</p>

頁・行	訂正前	訂正後
P.117 17行目～ P.121 18行目	<p>2 不服申立ての目的となつた処分に係る地方団体の徴収金について徴収の権限を有する地方団体の長は、不服申立てをした者が第十六条第一項各号に掲げる担保を提供して、その地方団体の徴収金につき、滞納処分による差押えをしないこと又はすでにされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、その差押えをせず、又はその差押えを解除することができる。 (決定又は裁決をすべき期間)</p> <p>第十九条の九 不服申立てに対する決定又は裁決は、その申立てを受理した日から三十日(滞納処分についての不服申立てに対する決定又は裁決にあつては、六十日)以内にしなければならない。</p> <p>2 次に掲げる更正、決定又は賦課決定についての不服申立てに対する決定又は裁決は、当該更正、決定又は賦課決定に係る法人税額、所得税若しくは法人税の課税標準又は消費税額について不服申立てがされている場合においては、前項の規定にかかわらず、その不服申立てについての決定又は裁決を知つた日から三十日以内にしなければならない。</p> <p>一 法人税の課税に基づいて課する道府県民税又は市町村民税の法人税割(当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税又は市町村民税の法人税割を含む。)に係る更正又は決定</p> <p>二 所得税の課税標準を基準として課する道府県民税又は市町村民税の所得割に係る賦課決定</p> <p>三 法人税の課税標準を基準として課する事業税の所得割に係る更正又は決定</p> <p>四 所得税の課税標準を基準として課する事業税に係る賦課決定(第七十二条の五十四第一項の規定による課税標準とすべき所得の総額の決定を含む。)</p> <p>五 消費税の課税に基づいて課する地方消費税に係る更正、決定又は賦課決定 (不服申立てと訴訟との関係)</p> <p>第十九条の十二 第十九条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p>	<p>2 審査請求の目的となつた処分に係る地方団体の徴収金について徴収の権限を有する地方団体の長は、審査請求をした者が第十六条第一項各号に掲げる担保を提供して、その地方団体の徴収金につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、その差押えをせず、又はその差押えを解除することができる。</p> <p>削除</p> <p>(審査請求と訴訟との関係)</p> <p>第十九条の十二 第十九条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p>
P.127 9行目～ 11行目	<p>(1) 異議申立てはできない。 これは、行政不服審査法第六条ただし書の規定により、審査請求のできる場合には、異議申立てはできないからである。</p>	<p>削除</p>
P.127 13行目	<p>これも行政不服審査法第八条の規定により～</p>	<p>これも行政不服審査法第六条の規定により～</p>
P.128 1行目～ 6行目	<p>(5) 天災等により3か月以内に審査請求ができない場合で、正当な理由がない限り、処分があつた日の翌日(知つた日ではない。)から起算して一年を経過すると審査請求はできない。この3か月の規定も一年の規定も、行政処分をその性格上、早期に確定させようとする趣旨のものである(行政不服審査法第十四条)。</p> <p>(6) 処分庁を経由して、審査請求ができる。 この場合は、処分庁である市町村や国保組合に審査請求の意思表示があつたときに、審査会に対して審査請求があつたものとみなされる(行政不服審査法第十七条)。</p>	<p>(4) 天災等により3か月以内に審査請求ができない場合で、正当な理由がない限り、処分があつた日の翌日(知つた日ではない。)から起算して一年を経過すると審査請求はできない。この3か月の規定も一年の規定も、行政処分をその性格上、早期に確定させようとする趣旨のものである(行政不服審査法第十八条)。</p> <p>(5) 処分庁を経由して、審査請求ができる。 この場合は、処分庁である市町村や国保組合に審査請求の意思表示があつたときに、審査会に対して審査請求があつたものとみなされる(行政不服審査法第二十一条)。</p>